

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	ダム・導水気象情報提供業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 7 4 5
契 約 締 結 日	平成 2 8 年 8 月 2 6 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人日本気象協会 福岡市早良区西新一丁目 1 0 番 2 7 号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 4, 8 0 6, 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 4, 8 3 8, 4 0 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 ダム・導水気象情報提供業務
2. 納 入 場 所
 - ・武雄河川事務所 佐賀庁舎
佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1番34号
 - ・武雄河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所
佐賀県佐賀市富士町畑瀬1-1
 - ・武雄河川事務所 厳木ダム管理支所
佐賀県唐津市厳木町広瀬446-4
3. 相 手 方 一般財団法人日本気象協会九州支社
福岡市早良区西新一丁目10番27号
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的、内容及び随意契約に付する理由

本業務は、佐賀導水、嘉瀬川ダム及び厳木ダムの防災業務の遂行に万全を期するため、精度の高い降雨予測情報等の情報を確実に入手し、危機管理体制の強化を図るために気象情報の提供を行うものである。

平成28年度当初は「平成28年度ダム・導水気象情報提供業務」として4月1日付で業務契約を行い、危機管理の強化を図ってきたが、契約相手方の経営不振により、平成28年7月31日をもって履行不能となったことから、新たに契約締結の必要が生じたものである。

①当事務所では、佐賀導水、嘉瀬川ダム、厳木ダム等の重要な治水施設を有しており、上記の情報や予測等が得られない場合、事務所の防災体制及び危機管理に支障を及ぼす恐れがあるが、施設の所在する流域の詳細な気象情報は、テレビ・インターネットでは入手することができない。また、高い精度の降雨予測等を行うためには、気象情報の解析・分析を行い、当該施設流域の特性を踏まえたシステムの構築等が必要となる。

(一財)日本気象協会は、過去に当事務所発注の気象情報提供業務を受注し、当該施設流域の特性を踏まえたシステム構築の実績もあり、早急に対応できる相手方と判断できることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

武雄河川事務所 管理第二課長